

改正

平成18年6月30日条例第14号

平成21年12月28日条例第18号

平成28年3月31日条例第41号

令和7年3月31日条例第28号

大牟田市情報公開条例

大牟田市情報公開条例（平成6年条例第11号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を一層促進し、市民の理解と信頼を深め、もって公正かつ透明で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び大牟田市土地開発公社をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人及び大牟田市土地開発公社にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、この条例の趣旨にのっとり、公文書を作成するものとする。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求する権利を行使しようとするものは、これを濫用してはならない。

2 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開の請求の方法)

第6条 公文書の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 公開の請求に係る公文書の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、前項の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公

にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

エ 食糧費及び交際費の執行に係る個人の氏名及び職名の部分で、公にすることが公益上必要なものとして、市長があらかじめ公示した基準に該当するもの

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下この項において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると客観的かつ合理的に認められるもの

(4) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付けることが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(6) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

(7) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示により公にすることができないと認められる情報

(8) 公にすることにより、社会的差別につながるおそれがある情報

2 前項第1号イ又はエの規定の適用については、当該個人の権利利益を不当に害しないようにしなければならない。

(公文書の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1項第7号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると客観的かつ合理的に認められるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定及び通知)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに公文書を公開することができる場合には、口頭で通知することができる。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内に行なければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、当該請求があった日の翌日から起算して30日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期限内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期限内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期限内に、請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限
(事案の移送)

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前に行った行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(理由付記等)

第15条 実施機関は、第11条各項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、当該公文書を公開しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第16条 実施機関は、公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方三公社及び請求者以外のもの（以下この条、第20条第2項及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公開決定等に当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1項第1号イ、同項第2号ただし書又は同項第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書（第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の方法）

第17条 公文書の公開は、閲覧又は視聴、写しの交付その他の規則で定める方法により、速やかに行う。

2 実施機関は、前項の閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

3 公開決定に基づき公文書の公開を受けたものは、最初に公開を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、規則で定めるところにより更に当該公文書の公開を受ける旨を申し出ることができる。

（費用負担）

第18条 公開決定に基づく公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求）

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大牟田市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する場合を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（苦情申出）

第22条 実施機関は、請求者又は情報公開制度の運営に不服のあるものから苦情の申出があった場合には、迅速かつ公正に処理しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関において必要があると認めるものについては、大牟田市情報公開審査会の意見を聴くものとする。

（他の法令等との調整等）

第23条 この章の規定は、他の法令等の規定により、何人にも公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他写しの交付を受けることができる場合においては、適用しない。

2 この章の規定は、図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

第3章 大牟田市情報公開審査会

（大牟田市情報公開審査会）

第24条 次の各号に掲げる事務を行うため、大牟田市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 第20条第1項の規定による諮問に応じて答申すること。

(2) 第22条第2項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。

(3) 情報公開制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、地方自治及び情報公開制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第25条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、前条第1項第2号及び第3号に規定する事務を行うため必要があるときは、実施機関又は苦情の申出をしたものに意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第26条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第27条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければ

ばならない。

(提出資料の写しの送付等)

第28条 審査会は、第25条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第29条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、非公開とする。

(答申書の送付等)

第30条 審査会は、第20条第1項の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第32条 市は、その保有する情報を積極的に市民の利用に供するため、第2章に定めるところにより公文書を公開するほか、情報提供施策及び情報公表制度の拡充を図ることによって、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第33条 実施機関は、市民が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するとともに、市民による情報の有効利用に供するため、情報の収集、管理及び提供機能の強化に努めるものとする。

(情報公表制度の拡充)

第34条 実施機関は、法令等により義務付けられた情報の公表制度において、情報の内容の充実及

び公表の方法の整備を図るほか、情報の公表に適する情報を把握し、積極的に公表するよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第35条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が保有する情報であつて、当該指定管理者が管理する同法第244条第1項に規定する公の施設に関するもののうち実施機関が保有していないものについて公開の請求があつたときは、速やかに、当該指定管理者に対し、当該情報の提出を求めるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により情報の提出を求められたときは、速やかに、これに応じなければならない。

(出資法人等の情報公開)

第36条 市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人（市が設立した地方独立行政法人及び大牟田市土地開発公社を除く。）であつて、規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、その性格及び業務内容に応じ、保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。

3 実施機関は、市が年額100万円以上の補助金、交付金又は負担金（以下「補助金等」という。）を交付している法人その他の団体（市が設立した地方独立行政法人及び大牟田市土地開発公社を除く。以下「補助金等交付団体」という。）の当該補助金等の執行状況に関する情報のうち実施機関が管理していないものについて公開請求があつた場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第221条の規定の趣旨にのっとり、当該補助金等交付団体に対し、当該情報の提出を求めるものとする。

4 補助金等交付団体は、前項の規定により情報の提出を求められたときは、速やかに、これに応じるよう努めなければならない。

第5章 雑則

(公文書の管理等)

第37条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(市長の助言等)

第38条 市長は、他の実施機関に対し、この条例による情報公開制度の運用に関し報告を求め、又は助言をすることができる。

(運用状況の公表)

第39条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第41条 第24条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 実施機関のうち大牟田市土地開発公社については、この条例中公文書の公開に関する規定は、施行日以後に大牟田市土地開発公社の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 この条例の施行の際現に改正前の大牟田市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によりなされている公開の請求は、改正後の大牟田市情報公開条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定による公開請求とみなす。

4 施行日前に旧条例第7条の規定によりなされた公文書の全部又は一部を公開する決定及び公文書の全部を公開しない決定、当該決定に要する期限の延長の通知並びに当該決定の内容の通知は、新条例第11条又は第12条第2項の規定によりなされた決定及び通知とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第11条、第12条第2項及び第13条第2項第3号の規定により同条第1項の規定に基づき設置された大牟田市情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）に対しなされている諮問その他の行為は、新条例第19条、第22条第2項及び第24条第1項第3号の規定により審査会に対しなされたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定によりなされている苦情の申出は、新条例第22条第1項の規定によりなされたものとみなす。

7 旧審査会は、新条例第24条第1項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

- 8 この条例の施行の際現に旧審査会の委員に委嘱されている者は、新条例第24条第3項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。
- 9 施行日前に旧条例第13条第2項及び第3項の規定により旧審査会が行った行為は、新条例第24条第1項及び第25条第3項から第5項までの規定による審査会の行為とみなす。
- 10 施行日前に実施機関の職員（大牟田市土地開発公社の役員及び職員を除く。次項において同じ。）が作成し、又は取得した公文書（旧条例の規定の適用を受ける公文書（以下「旧公文書」という。）を除く。）については、新条例第2章（第19条から第22条までの規定を除く。）の規定は、適用しない。
- 11 施行日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書（旧公文書に限る。）については、新条例第7条から第9条までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 12 第10項の規定にかかわらず、平成7年4月1日前に決裁又は收受の手続が終了した公文書（大牟田市土地開発公社の役員及び職員が作成し、又は取得したものを除く。）のうち、公開のための整理が終わったものとして市長が指定したものについては、その指定した日から新条例第2章の規定を適用する。この場合において、新条例第7条から第9条までの規定は適用せず、なお従前の例によるものとする。
- 13 新条例第35条第3項及び第4項の規定は、平成15年度以後の補助金等の交付を受けた団体について適用する。
(地方独立行政法人の成立に係る経過措置)
- 14 地方独立行政法人（市が設立したものに限る。この項及び次項において同じ。）の成立の際現にこの条例の規定により実施機関に対し行われている公開請求その他の行為のうち、当該地方独立行政法人が実施機関から承継した公文書（次項において「承継公文書」という。）に係るものについては、当該地方独立行政法人の成立の日以後は、当該地方独立行政法人に対しなされたものとみなす。
- 15 地方独立行政法人の成立の前日にこの条例の規定により実施機関が行った公開決定等その他の行為のうち、承継公文書に係るものについては、当該地方独立行政法人の成立の日以後は、当該地方独立行政法人が行ったものとみなす。

付 則（平成18年6月30日条例第14号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

付 則（平成21年12月28日条例第18号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年 3月31日条例第41号）

- 1 この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる公開決定等（同条例第12条第 1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。）又は同日以後にされる公開請求（同条例第 6条第 2項に規定する公開請求をいう。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、同日前にされた公開決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

付 則（令和 7年 3月31日条例第28号抄）

（施行期日）

第 1条 この条例は、令和 7年 6月 1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第 3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。